

第3次草津市自殺対策行動計画（案）の概要

【計画策定の趣旨】

本市の自殺の実態、課題をもとに、平成31年に第2次草津市自殺対策行動計画を策定し、自殺ゼロを目指した取組を進めてきた。令和2年以降20人を超える方の命が自殺により失われていることから、第3次草津市自殺対策行動計画を策定し、自殺対策を総合的に推進する。

【計画の位置づけ】 自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画

【計画の期間】 令和6年度～10年度（5年間）

【施策の展開】

【基本方針】

1. 自殺の実態を明らかにします

自殺に追い込まれる社会的な要因や自殺の実態を把握・分析することで、より効果的な取組につなげます。

【目標指標】

▶ 大学や企業との情報交換による実態把握・分析の回数：年1回以上

2. こころの健康づくりを推進します

市民が主体的にこころの健康づくりに取り組むことができる環境づくりを行います。また、一人ひとりの、周囲の人のこころの不調についての「気づき」や「見守り」を促進します。

【目標指標】

▶ こころの健康づくりの啓発の機会：2か月に1回以上

▶ ゲートキーパーの認知度：増加

3. 背景や状況に応じた生きる支援を行います

自殺の背景は、家庭問題や健康問題、経済・生活問題など多岐にわたります。様々な背景や状況に応じた相談体制の充実やリスクを抱える人への生きる支援を充実することで、自殺予防につなげます。

【目標指標】

▶ 自殺未遂者支援を受けている方が再度の自殺企図をしない

4. ネットワークを強化し総合的な自殺対策を推進します

支援を必要としている人が適切な支援を早期に受けることができるよう、相談支援ネットワークの強化に取り組みます。また、地域や関係機関等が自殺の実態や課題を共有し、それぞれの役割を理解し、連携することで総合的な自殺対策を推進します。

【目標指標】

▶ 自殺対策推進会議、自殺対策関係課会議の開催回数：年1回以上

【基本目標】かけがえのない“いのち”を大切にする社会の実現

【数値目標】自殺者数ゼロを目指し、当面の目標として以下の通り設定

自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数

- 自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題
- 新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等もあり、予断を許さない状況

草津市自殺対策行動計画
(市)

現状	目標値
令和4年 自殺死亡率 17.5	令和10年(2028年) 自殺死亡率 10.4以下

【基本施策】

(1) 自殺の実態を明らかにする

国や県の統計データや関係機関からの情報、自殺未遂者等への支援の実態等から自殺を取り巻く実態の把握や分析を行い、自殺に追い込まれる人の実態に応じた対策を推進します。

- ① 統計データ等による実態の集計、分析
- ② 相談・支援等の実態の分析

(2) 健やかなこころをはぐくむ

自殺対策の必要性についての理解や啓発をすすめるとともに、市民や地域、事業者等が主体的にこころの健康づくりに取り組めるよう、支援します。また、健やかなこころをはぐくみ、市民一人ひとりが楽しみやいきがいを持ちながら生活できるよう、様々な活動への参加を促進します。

- ① こころの健康づくりについての啓発
- ② 職場におけるこころの健康づくりの推進
- ③ 社会参加といきがいづくりの推進

(3) 一人ひとりの気づきと見守りによる孤立しない地域づくりを行う

一人ひとりが、身近な人のこころの不調に気づき、行動できるよう、ゲートキーパーについて学ぶ機会を広めていきます。また、誰もが安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現をめざし、市民や地域、行政が「わがごと」として参画し、誰かに相談でき、孤立する人がいない地域づくりに取り組みます。

- ① 地域住民を対象とした研修の実施
- ② 地域での孤立化防止への取組
- ③ ひきこもり者への支援の充実

(4) 子ども・若者の自殺対策を推進する

学校や地域において、子どもが困った時に行動に移すことができる力を育成するとともに、子どもや若者のこころの健康に向けた環境づくりを推進します。また、教職員に対して、子どものSOSをキャッチする力や指導力、実践力等の向上を図ります。あわせて、相談体制の強化をすすめます。

- ① 学校・地域におけるこころの健康に向けた環境づくり
- ② 教職員に対する啓発等の実施
- ③ 若者への支援の充実
- ④ 子ども・若者の相談体制の強化

(5) 女性の自殺対策を推進する

家族関係における問題や孤立等、不安を抱える女性に対する相談支援を行います。また、心身の不調や育児不安等を抱える妊産婦に対して、早期に関係機関が連携・支援を行い、安心して子育てができる支援体制を推進します。

- ① 女性への支援の充実
- ② 妊娠や子育てにおける支援の充実

(6) 高齢者の自殺対策を推進する

周囲の人々とのつながりの希薄化や健康問題等により、閉じこもりや孤立・孤独状態に陥ることで自殺のリスクを抱える高齢者への相談支援が必要です。高齢者本人やその家族等への支援を行うとともに、地域とつながりながら安心していきいきと暮らし続けることができる地域づくりを進めていきます。

- ① 相談窓口の普及啓発
- ② 高齢者への相談支援の充実
- ③ 高齢者の健康づくり・居場所づくりの推進
- ④ 地域包括ケアシステムの構築・推進による支援体制整備

(7) 生活困窮者の自殺対策を推進する

生活困窮の背景には、経済的な困窮をはじめ、心身の状況、家族の課題、生活環境等があり、また、これら課題が複合的に重なっていることが少なくありません。様々な課題に対し、必要な支援へつなげ、社会的に孤立しない環境を整えるとともに、生活困窮者自立支援事業における相談対応に加え、多機関連携による包括的な支援体制の構築をはかります。

- ① 生活困窮者への支援の充実

(8) 自殺未遂者の再度の企図を防ぐ

自殺未遂者は再度の自殺企図の恐れがあり自殺のリスクが高いとされることから、県との協力のもと、救急病院や関係機関との連携をはかり、適切な医療・相談支援を受けることができる体制づくりに努めます。また、家族や周囲の人等が見守れるよう、支援します。

- ① 自殺未遂者への支援の充実
- ② 家族や周囲の人等による見守りへの支援

(9) 遺された人への支援を充実する

関係機関や自死遺族会とも連携し、相談体制の充実や支援を必要としている人に支援を届ける仕組みづくりを行います。特に、子どもや若者の自死は遺された周囲の人への影響が大きいため、教育機関等と連携し支援します。

- ① 遺族等に対する相談支援の充実
- ② 自死遺族会等との連携
- ③ 学校等で遺された周囲の人の心理的影響への支援

(10) 自殺予防を支える相談・支援を充実する

相談支援のネットワーク体制の整備に取り組むとともに、相談窓口の啓発や、相談窓口職員等の人材育成を行います。また、自殺対策を効果的に推進するために、自殺対策に積極的な役割を担っている自死遺族会、断酒会、精神障害者家族会、いのちの電話等と連携します。

- ① 相談窓口のわかりやすい情報発信
- ② 相談支援の充実およびネットワーク体制の強化
- ③ 民間団体との連携強化
- ④ 各関係機関や福祉分野での人材育成の実施
- ⑤ 相談窓口担当者等支援者のこころのケアへの取組

(11) 庁内・地域における連携を強化し自殺対策をすすめる

自殺が社会全体の問題であることを認識し、自殺対策に取り組む関係課や関係機関、地域がより強固な連携のもと、総合的な自殺対策を推進します。

- ① 関係課および関係機関との情報共有、施策の方向性の検討